



平成 29 年 3 月 17 日

内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、平成 28 年熊本地震による災害及び平成 28 年台風第 10 号等による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長する政令が 3 月 14 日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

I 政令の概要

激甚法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

（１） 東日本大震災

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 29 年 3 月 31 日 → 平成 30 年 3 月 31 日

（２） 平成 28 年熊本地震による災害

- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成 29 年 4 月 13 日 → 平成 29 年 10 月 13 日

（３） 台風第 10 号等（平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成 29 年 3 月 22 日 → 平成 30 年 3 月 22 日

II 特例措置の概要

（１） 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要（激甚法第 12 条）

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

（２） 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の概要（激甚法第 25 条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給します。

III スケジュール

3 月 14 日（火） 閣議決定

3 月 17 日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第三十五号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項及び第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

（平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条 平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十九年四月十三日」を「平成二十九年十月十三日」に改める。

（平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条 平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月二十二日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。